

# 愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険 商品改定のご案内 (2026年7月1日付)

平素よりMysurance（マイシュアランス）をお引き立ていただきありがとうございます。

Mysuranceでは、2026年7月に「愛車PROTECT トヨタのミニ車両保険」(以下、本保険)の商品改定を実施しました。主な改定内容を次のとおりご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、このご案内は改定の概要を説明したものです。商品改定後の商品の詳細は重要事項等説明書・約款をご覧ください。

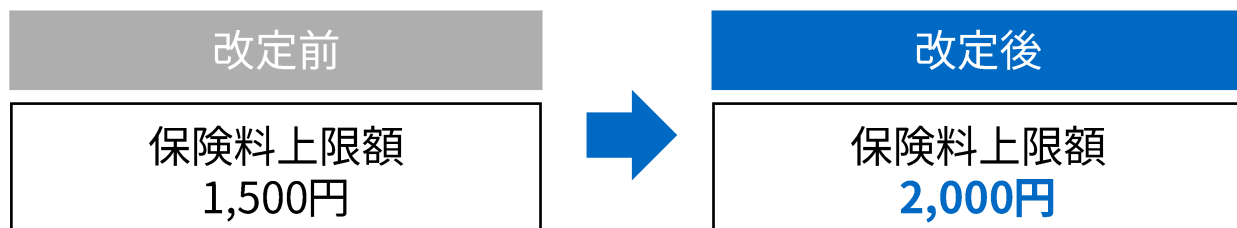
## <ご注意いただきたいこと>

②のとおりに「自動更新」を導入いたしますが、**改定前のご契約（保険期間の開始日が2026年6月30日以前のご契約）を更新する際は、自動更新への移行にあたり満期更新手続きが必要となります。**

## ① 保険料上限額の変更

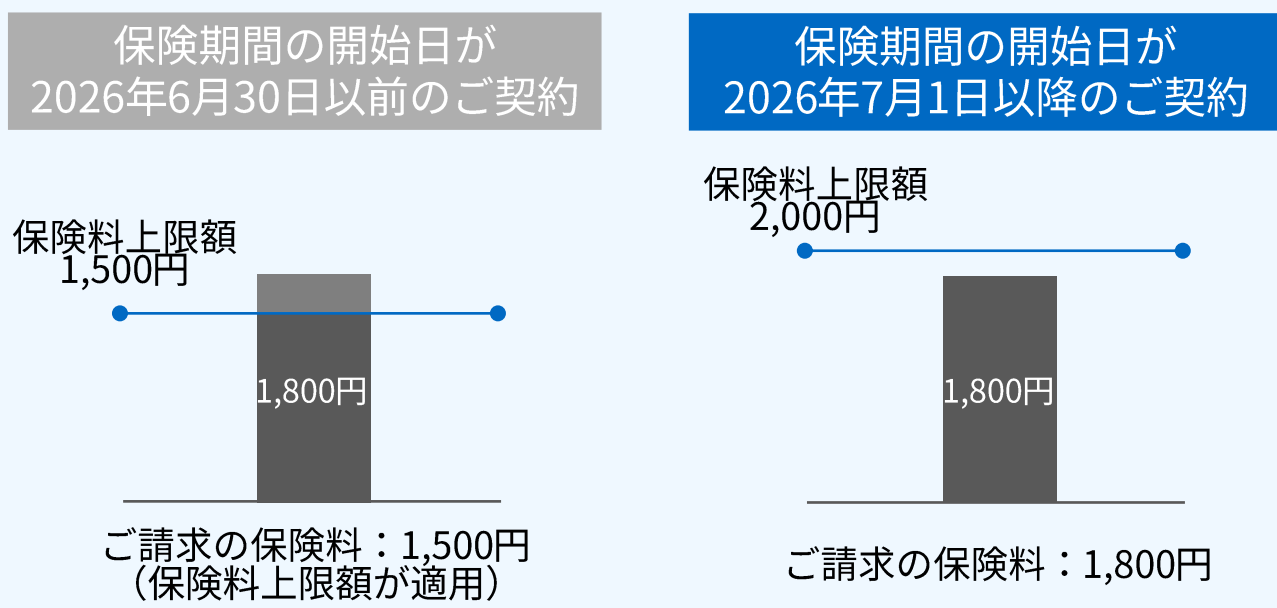
●本保険の保険料は前月の支払保険金総額と加入契約数によって事後的に算出する仕組みとなっています。そのため、保険料は後払いで毎月変動いたします。ただし、お客さまのご負担が大きくなりすぎないように保険料上限額を設定しております。

●2023年8月の販売開始以来、保険料上限額は1,500円としてまいりましたが、近年の物価高騰に伴う修理費の上昇や事故件数の増加により、お支払いしている保険金が増加している現状をふまえ、本保険制度の健全な運営を維持するために、**保険料上限額を2,000円に変更**いたします。



●変更後の保険料上限額2,000円は保険期間の開始日が2026年7月1日以降のご契約（更新契約を含む）より適用いたします。**保険期間の開始日が2026年6月30日以前のご契約については、現在のご契約の満期まで、引き続き改定前の保険料上限額1,500円が適用されます**（保険料は後払いのため、満期月の翌月5日の請求分まで1,500円が適用されます）。

(例) 2026年8月に算出された保険料が1,800円の場合



## ② 自動更新の導入

●更新手続きに関して、お客さまの負担を軽減し、更新漏れを防止するために全てのご契約に「自動更新特約」がセットされます（改定前のご契約にご加入の方は、<ご注意いただきたいこと>のとおりに、更新後のご契約から本特約が適用されます）。

●以下の場合を除き、補償終了日の契約内容と同一の契約内容（※）で**自動的に契約を更新しますので、お客さまご自身による更新手続きが不要となります。**

### <自動更新されない場合>

- ① 更新対象のご契約が3年度目（更新最終年度）の場合
- ② お客さまが、補償終了日の前日までに当社マイページにて自動更新停止の手続きを行った場合
- ③ 当社が補償終了日の3週間前までに自動更新をしない旨をお客さまに通知した場合

(※) 法令改正等に伴う普通保険約款および特約の改定、保険料上限額の改定があった場合は、改定された日以降に更新された保険契約からご契約内容・保険料上限額が変更されます。更新前契約の保険期間が1年に満たない場合には、更新後契約の保険期間は1年となります。